

# 閱 覧 図 書

事業名 鶉木山国有林森林整備事業（保護）

- (1) 契 約 書（案）
- (2) 入 札 者 注 意 書
- (3) 作 業 条 件 等

広 島 森 林 管 理 署

(案)  
森林整備事業請負契約書

収入  
印紙

- 1 事業名 鶉木山国有林森林整備事業（保護）
- 2 事業場所 広島県北広島町 鶉木山国有林
- 3 事業量 カシナガ駆除（伐倒くん蒸） 19.61m<sup>3</sup> 28本  
カシナガ駆除（立木くん蒸） 29.67m<sup>3</sup> 55本
- 4 事業期間 契約締結日の翌日 から  
平成 29年 12月 8日まで
- 5 請負金額 金 円也  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額  
金 円也）
- 〔注〕「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方  
税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に  
8/108を乗じて得た額である。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	部分払	回以内 第34条
×	前金払	分の 以内 第36条第1項
×	中間前金払	第36条第3項

## 7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成29年9月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区吉島東3丁目2番51号  
氏名 分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 齋藤 均 印

請負者 住所  
氏名

印

[注]請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 事業内訳書

作業種	作業期間	国有林	林小班	記番	数量(m3)	摘要
カシナガ駆除 (伐倒くん蒸)	契約締結日の翌日  ～	鶉木山	281い	80	11.41	16本
		鶉木山	281は	81	8.20	12本
		小計			19.61	28本
カシナガ駆除 (立木くん蒸)	H29.12.8	鶉木山	281い	82	28.75	53本
		鶉木山	281ろ	83	0.92	2本
		小計			29.67	55本
		カシナガ駆除計			49.28	83本

## 作業仕様書総則

1. 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
2. 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
3. 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
4. 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
5. 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
6. 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## カシノナガキクイムシ駆除（伐倒くん蒸）作業仕様書

- 1 被害木の標示を十分確認すること。
- 2 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 薬剤散布の対象は、根株・樹幹部分及び末木枝条とし、もれのないよう散布すること。なお、くん蒸用シートを適正に使用し、くん蒸用シートを取り除く必要のある箇所においては20日間のくん蒸期間を経た後、工期内に監督職員の確認をうけた上で、くん蒸用シートを取り除くこと。
- 5 降雨直後及び薬剤散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 6 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。  
なお、監督職員の立会がなかった場合は散布後速やかに監督職員に届け出て、散布の確認を受けること。
- 7 請負者は、事業日報に、薬剤の使用量並びに処理数量（材積）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

## カシノナガキクイムシ駆除作業特記仕様書

### 伐倒作業

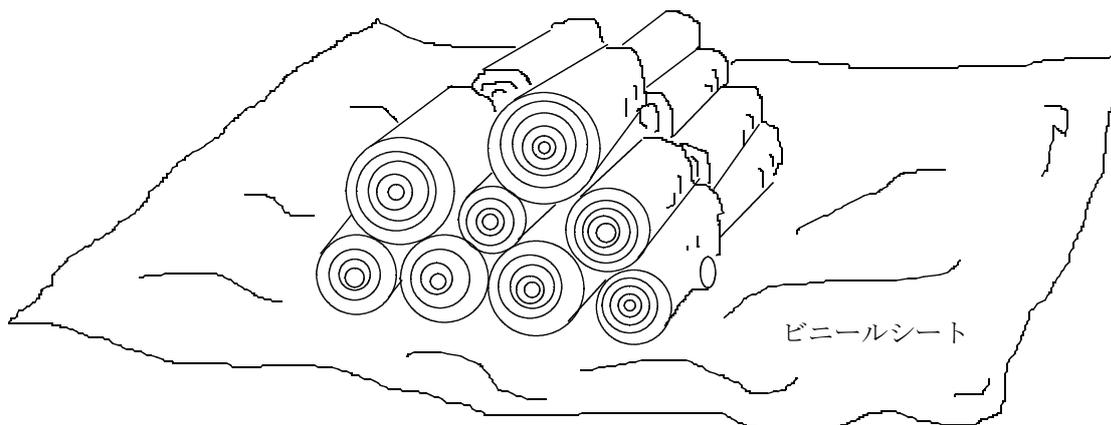
1. 樹幹、末木枝条は原則として薬剤処理に有効な長さ50 cm程度に玉切ること。
2. 樹幹、末木枝条の集積箇所は、潜入孔などの被害状況から判断することとし、シートでの梱包に際しては、地表部の灌木や突起物を事前に処理(地ならし)した後にシートが破れないように留意しながら作業すること。

### 薬剤処理

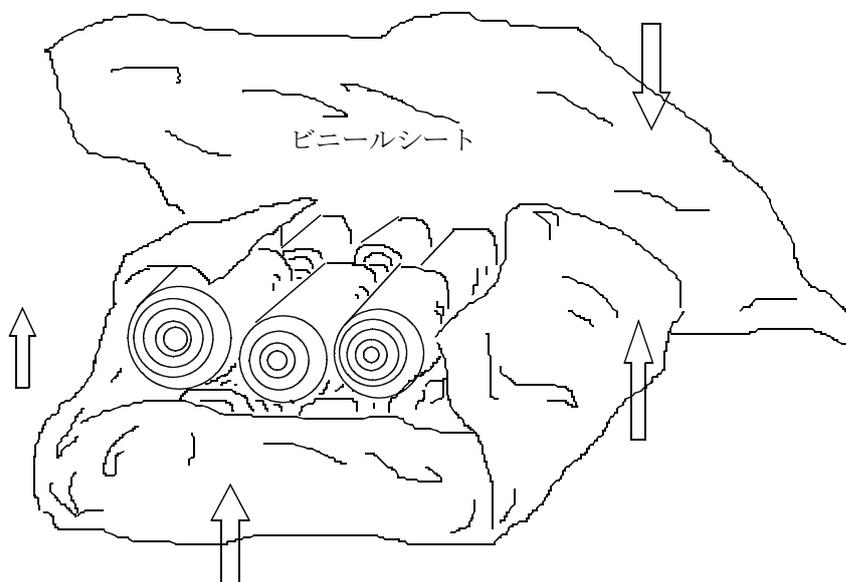
1. 使用量は、被覆内容積1 m<sup>3</sup>当たり10を目安とする。
2. 梱包は1 m<sup>3</sup>を目安とし、地ならしは2 m<sup>3</sup>を目安とする。  
被害木の梱包は [図-1] のとおりとする。
3. 玉切り処理木にはチェーンソーで深さ5～10 cm程度のノコ目を縦に数カ所入れ薬剤処理後シートで素早く梱包し粘着テープで密閉するとともに、シートに薬剤処理した事を明記する事。  
[図-2]
4. 根株にもチェーンソーで深さ5～10 cm程度のノコ目を縦に数カ所入れ、薬剤処理後シートで覆う。[図-3]

# 図一 1 被害木のビニール梱包

地表の地ならし後、ビニールシートを広げた上に玉切りした被害木を乗せる。



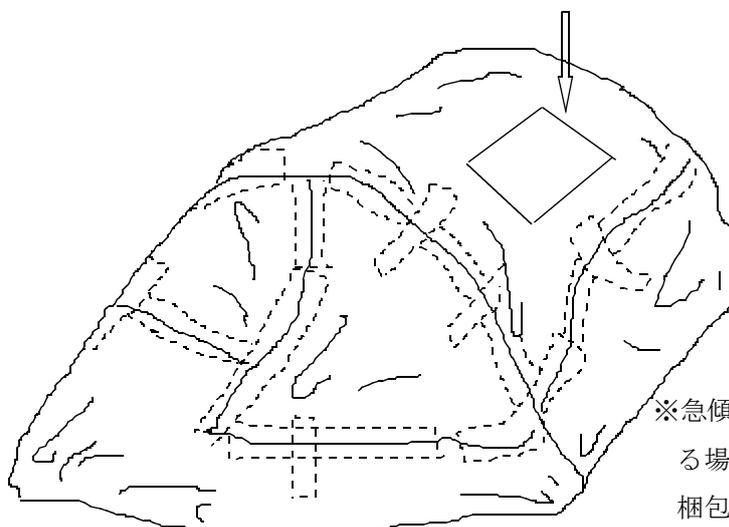
薬剤処理後、ビニールシートで被害木を包み込みながら、上部からもビニールシートを被せる。



ガムテープを使用しビニールシートで被害木を密封をする。

薬剤処理の表示を見やすい箇所に行う。

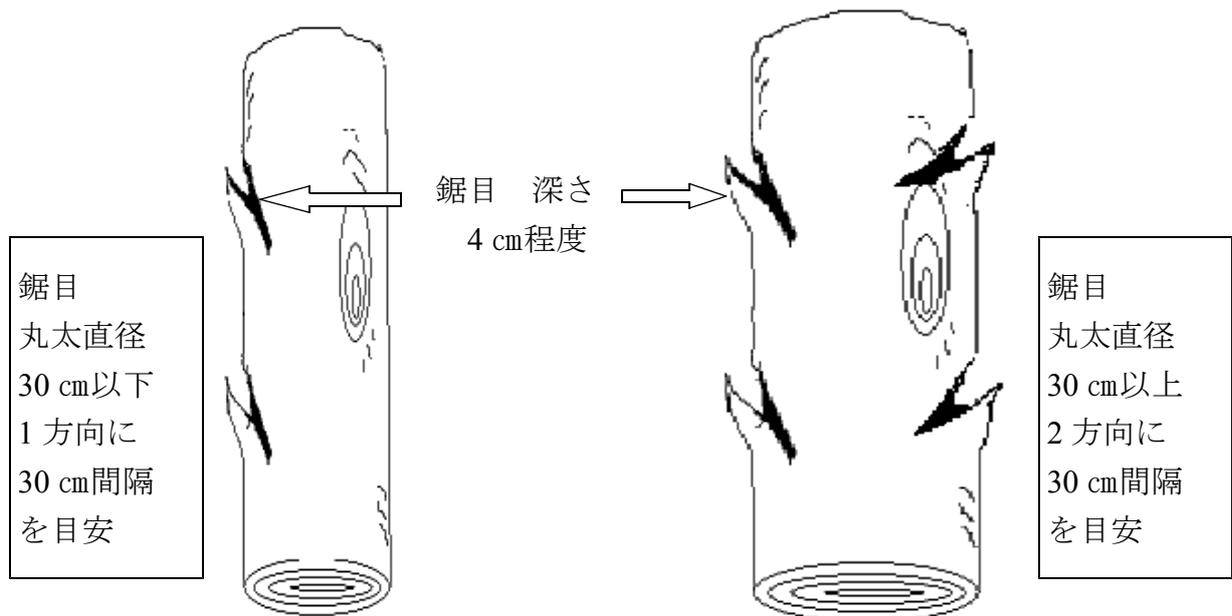
薬剤処理の表示 (ビニールシートに同封)



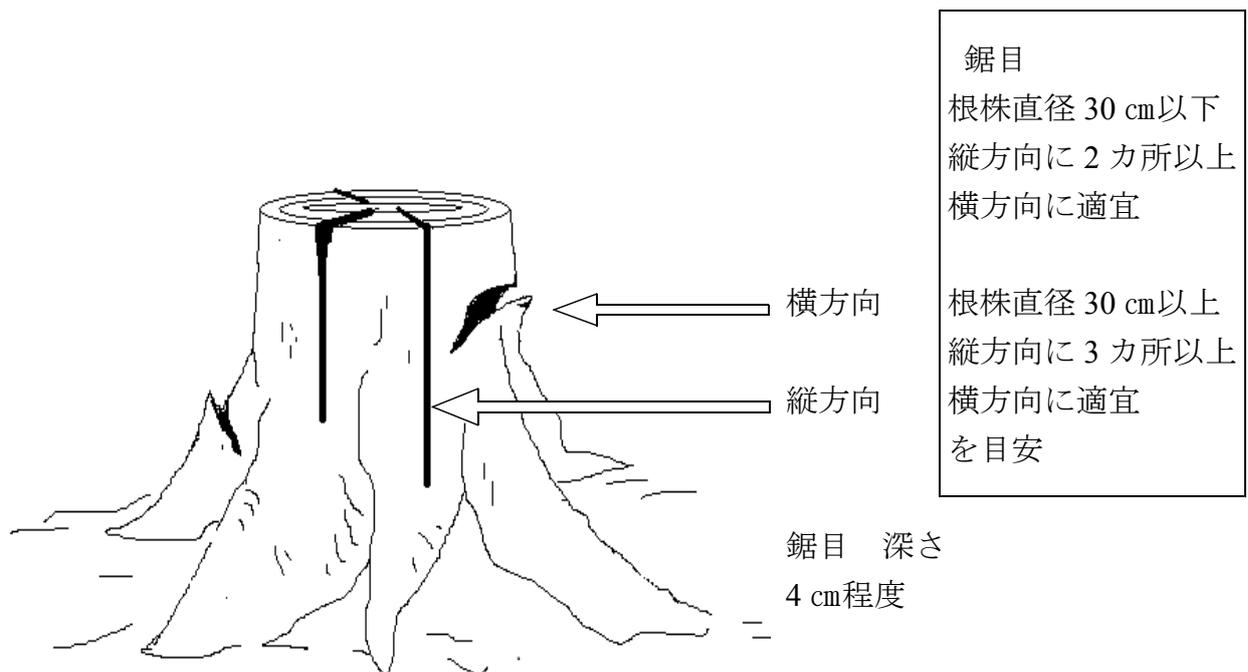
※急傾斜地など転落の恐れがある場所でやむを得ずビニール梱包を行う場合には、転落防止対策を講じること。

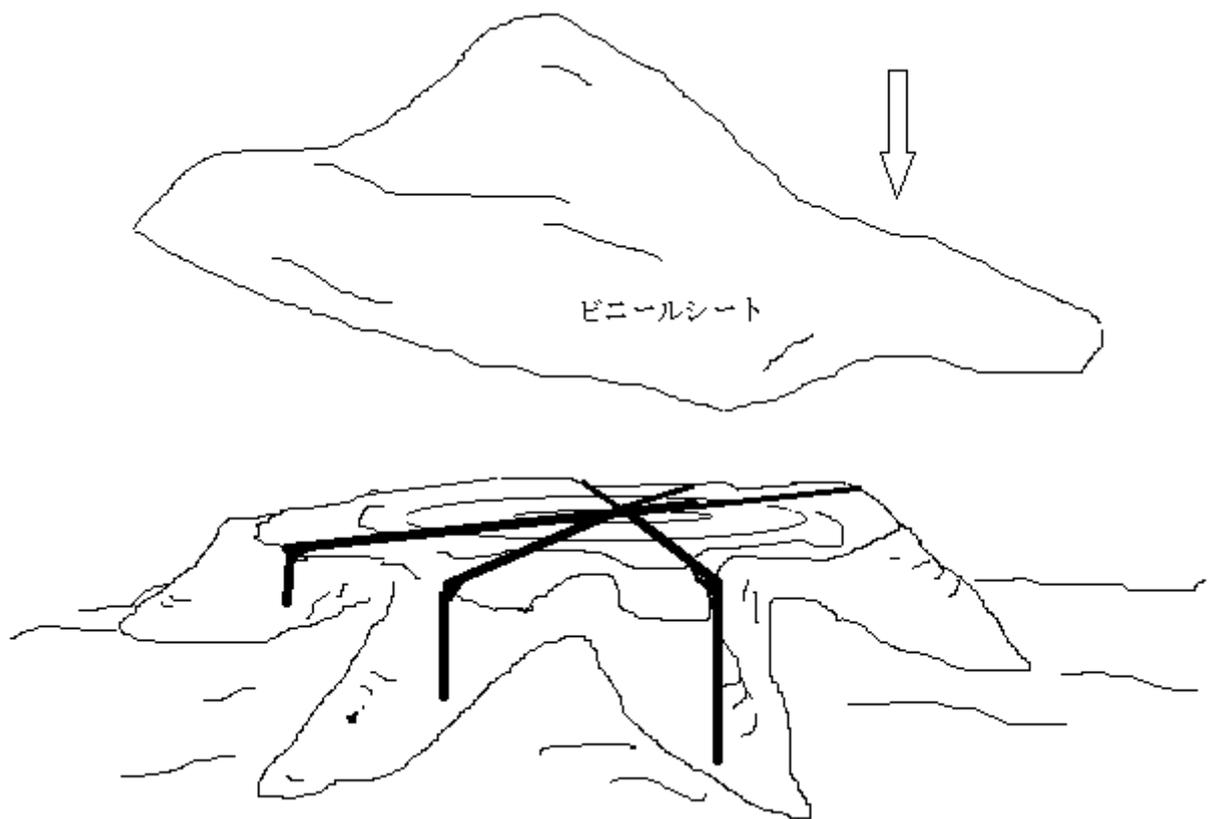
図一 2 被害木（樹幹・枝条部分）の処理方法

（上方より見た場合）

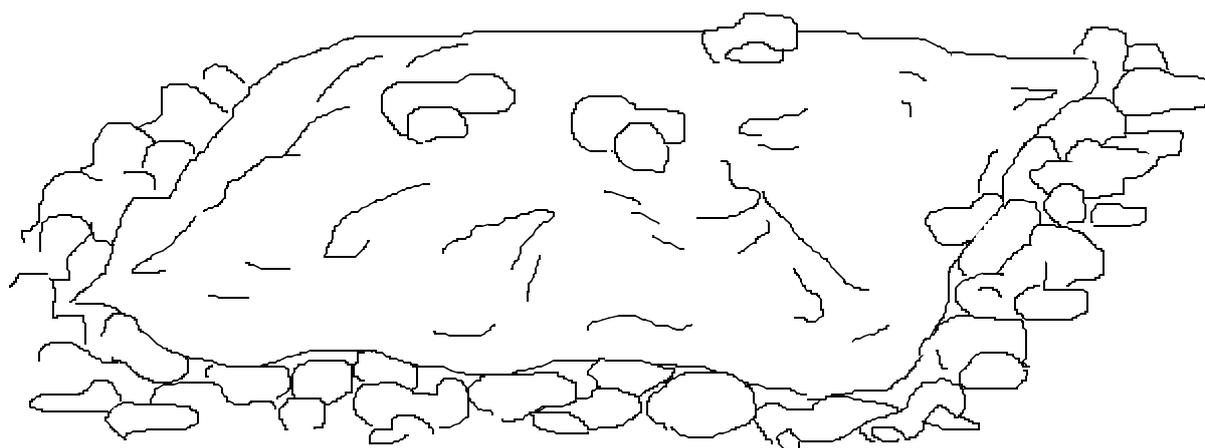


図一 3 被害木（根株）への処理方法





※根株の切高を極力低くし、薬剤散布後  
ビニールシートを被せる。



## カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）作業仕様書

（対象物件の確認）

1 区域及び被害木の表示（ビニールテープ・ナンバーテープ）を十分確認すること。

（薬剤注入孔の穿孔）

2 薬剤の注入孔として、地際からできるだけ高い位置までドリルで千鳥状に穴をあける。穴は、別紙1のとおり樹芯に向かって垂直斜め下（約45度）方向に直径1 cm程度のドリル刃によって深さ5 cm穿孔する。

3 各駆除器の薬剤注入孔数と配置は別紙2のとおりとする。

（薬剤処理）

4 薬剤はNCSくん蒸剤を原液で使用し、地際から樹幹上部の順に各注入孔に薬剤をあふれる寸前まで（基準量4 ml）注入する。

5 薬剤処理に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し立会を求めると。監督職員が立会できなかつた場合は、処理後速やかに届出て確認を受けること。

（伐倒）

6 伐倒する場合は、施設、歩道等の支障にならないよう伐倒方向を定め、入込者等に注意し行うこと。歩道等にかかり入込者の通行の支障となる場合は適切に処理すること。

7 薬剤処理木を伐倒する場合は、薬剤注入後5日間程度経過した後実施すること。

（表示）

8 一般の入込者が予想される場所では、薬剤処理をしている旨の表示を行うこと。

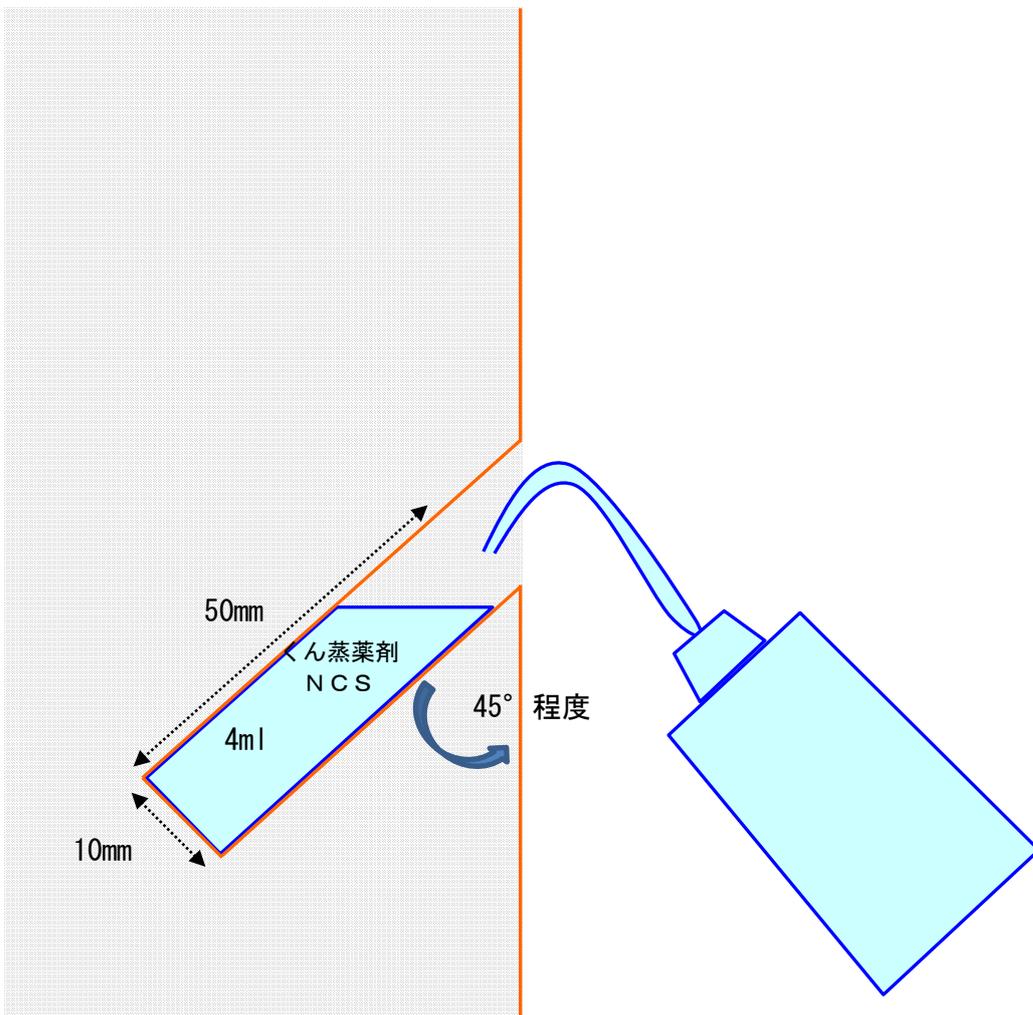
（実行記録）

9 請負者は、事業日報に、薬剤の使用量並びに処理数量（本数）を明確に記入し、必要に応じ監督職員に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式の作業記録報告書を森林管理署長（監督職員経由）に提出すること。

薬剤注入孔断面図

ナラ枯れ被害木 NCS注入処理の実施方法

- ◎注入孔の直径：10mm程度
- ◎穿孔の深さ：50mm程度
- ◎薬剤の注入量：4ml／箇所
- ◎樹幹に対する穿孔角度：斜め下45°程度

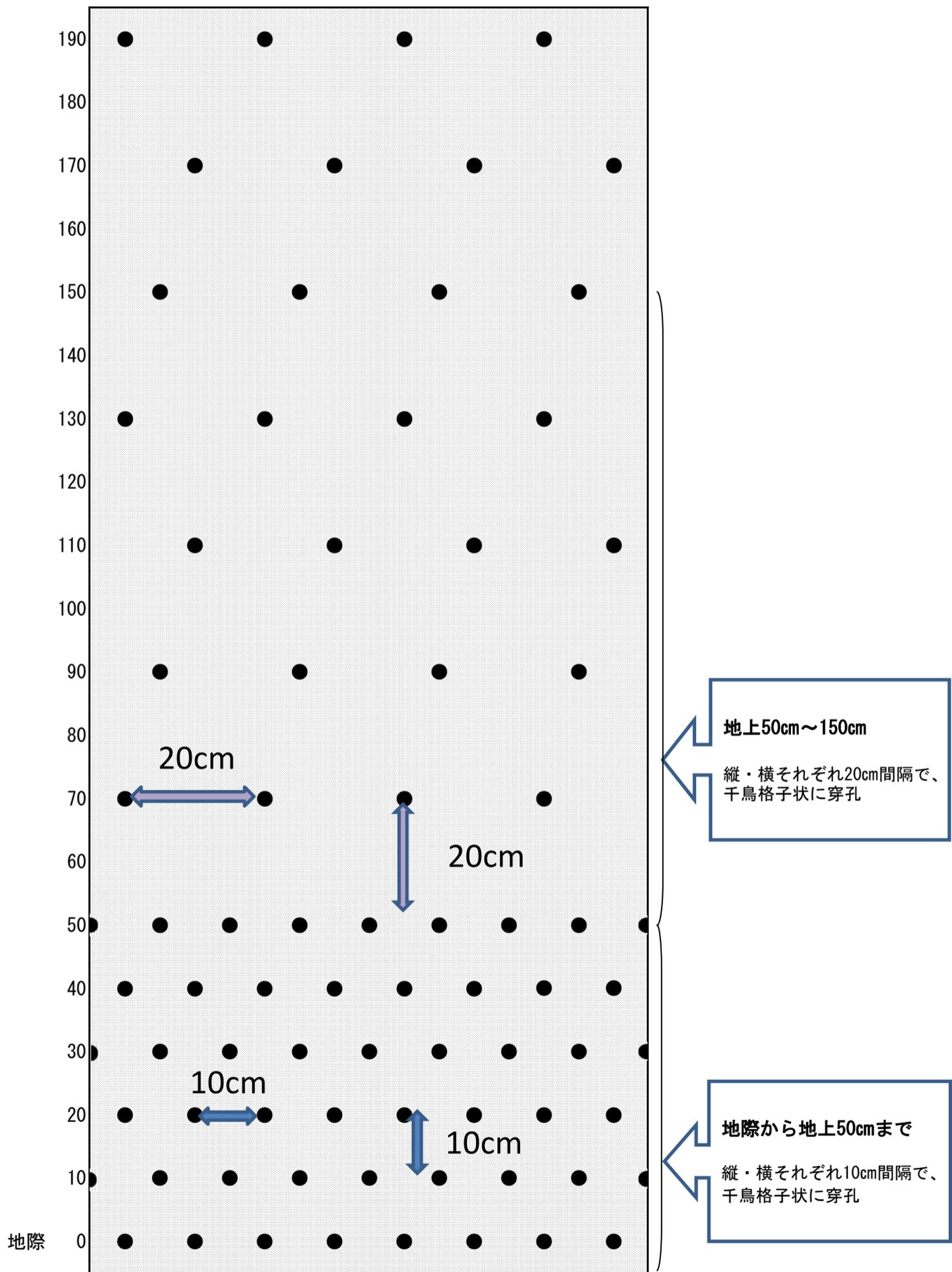


樹幹表面展開平面図

◎薬剤注入孔の配置

※地際～地上50cm : 縦横10cm間隔の千鳥格子穿孔

※地上50cm～150cm : 縦横20cm間隔の千鳥格子穿孔



## カシノナガキクイムシ駆除用 薬剤購入仕様書

作業名 カシナガ駆除（伐倒くん蒸・立木くん蒸）

### 1. 購入薬剤

- ① 農林水産省農薬登録済みであること。
- ② 農薬の種類：カーバム剤  
適用木名：カシ、ナラ（枯損木）  
適用病虫害名：カシノナガキクイムシ  
購入目安：「ヤシマNCS」と同等以上の品質を持つ薬剤
- ③ 購入量：610（内訳：伐倒くん蒸400、立木くん蒸210）

### 2. くん蒸用シート

- ① 材質：低密度ポリエチレン(LDPE)
- ② 数量：4m×30mのもので5巻分（598m<sup>2</sup>分）
- ③ 被害木を被覆する際に破損等が生じにくいものを購入すること。
- ④ 生分解性のシートを購入すること。

### 3. 粘着テープ

- ① 分解タイプ
- ② 数量：幅100mm長50mのもので5巻分（240m分）

4. その他、必要事項については監督職員の指示によること。

別紙様式（監督職員経由）

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 齋藤 均 殿

報告者 住所  
氏名

作 業 記 録 報 告 書

平成 年 月 日に締結した契約に基づきカシナガ駆除（伐倒くん蒸・立木くん蒸）作業を完了したので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容（伐倒くん蒸・立木くん蒸）
- 2 作業記録

作 業 の 内 容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘 要
立木の薬剤注入孔穿孔						
立木の薬剤注入						
立木のくん蒸						
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）						
伐倒木の薬剤散布						
伐倒木のくん蒸						
伐倒木及び根株等のはく皮						
はく皮した樹皮等の焼却						
破砕できない枝条等の薬剤散布						

- (注) 1 実施した全作業について○印を付し、それぞれの欄に記入する。  
2 駆除実施者欄は報告者が行った場合のみ記入する。  
3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。  
4 摘要欄には、薬剤散布に監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

広島森林管理署長 斎藤 均 殿

請負者 住 所

氏 名

㊟

## 使用材料承認願い

平成 年 月 日請負契約を締結した森林整備事業について、下記材料を使用いたしますので承認願います。

記

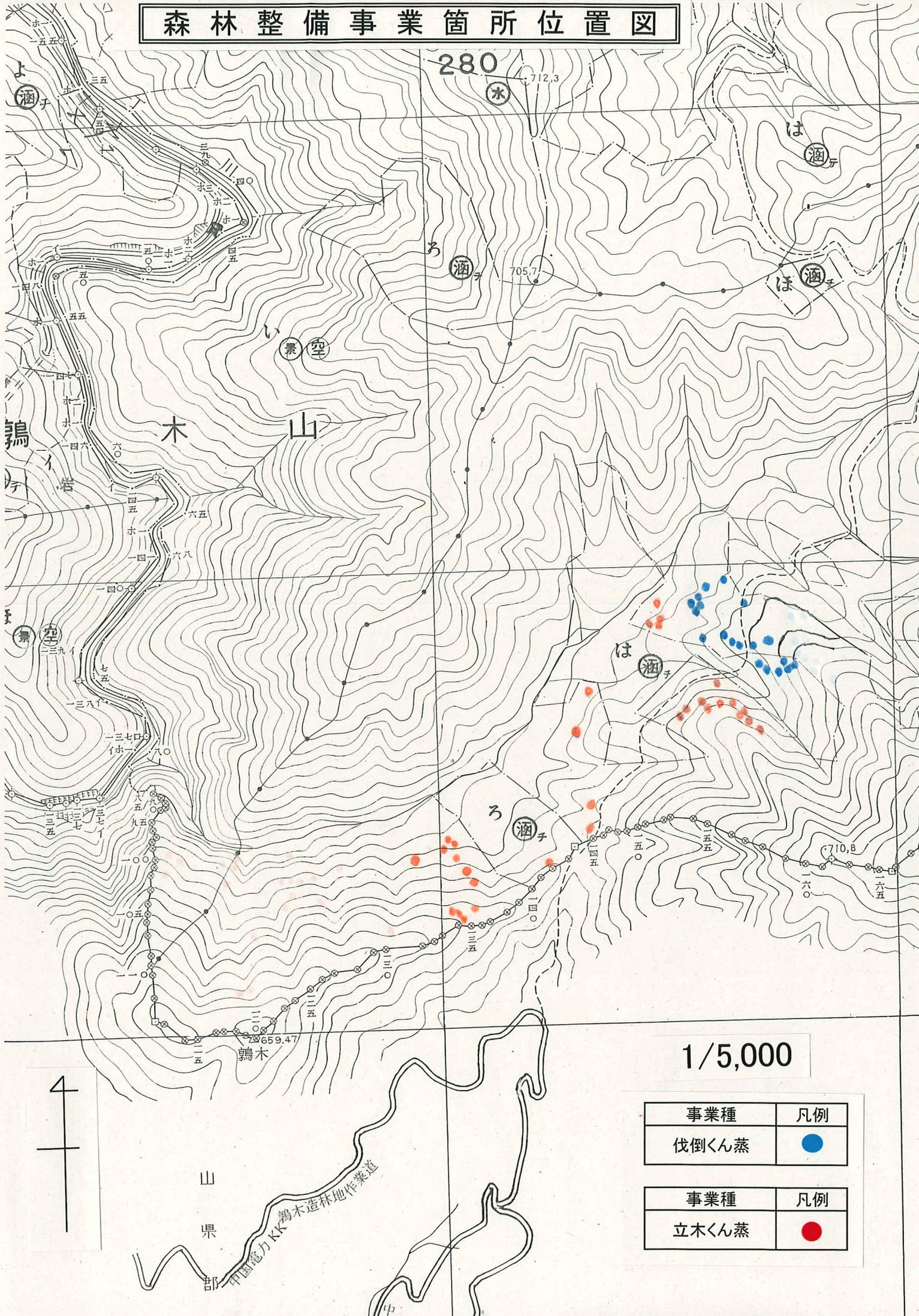
購入先	メーカー又は販売店	規格

# 写真整理に関する特記仕様書

実行記録写真の提出について、A4サイズの工事用アルバムでの提出を可能とする。



# 森林整備事業箇所位置図



1/5,000

事業種	凡例
伐倒くん蒸	●

事業種	凡例
立木くん蒸	●

# 入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額（契約金額）とする。  
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 8 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札。
  - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
  - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
  - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
  - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
  - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。
  - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

- 13 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- 15 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
  - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
  - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
  - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
- 20 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 21 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 22 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 23 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
  - ア 入札執行前であっても、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
  - イ 入札執行中であっても、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 24 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙) 契約情報の公表様式

平成29年度 請負事業の作業条件等(森林整備事業)

広島森林管理署

事業名 : 鶉木山国有林森林整備事業(保護)

事業種	国有林	林小班	実行数量 (m3)	履行期間	林分条件(薬剤運搬)		林分条件(主作業)		作業条件				
					植生量	傾斜度	植生量	傾斜度	作業手段	薬剤数量 (ℓ)	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	人員輸送
カシナガ駆除 (伐倒木くん蒸)	鶉木山	281い	11.41	契約締結日の翌日 ～ 平成29年12月8日	中	難	中	中	人力・機械	40	17.4	117	安芸太田町役場加計支所
	鶉木山	281は	8.20		中	難	易	中			17.4	123	安芸太田町役場加計支所
カシナガ駆除 (立木くん蒸)	鶉木山	281い	28.75		中	難	中	中		21	17.4	109	安芸太田町役場加計支所
	鶉木山	281ろ	0.92		易	難	易	中			17.4	77	安芸太田町役場加計支所
	小計		49.28						61				
	計		49.28						61				

カシナガ駆除(立木くん蒸)の機械経費について

注入孔穿孔に使用する機械経費として、電気ドリル(10～20mm)及び発動発電機(1kVA)を計上している。なお、損料及び燃料消費量は「森林整備保全事業建設機械経費積算要領の制定について」(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)を適用している。